#### <別紙4>

# 老人保健施設レストア川崎 長期入所料金表 (令和6年4月1日変更)

※基本サービス費・各加算に関しては、単位数に<u>地域加算10.72(2等級)</u>を乗じたものになります。

※介護保険負担割合認定証にて2割負担の認定となっている方は2倍の料金となります。(保険外を除く)

#### 【保険内(利用者1割負担)】

### ≪基本サービス費≫

(日額)

	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5		
多 床 室	¥ 934	¥ 1,015	¥ 1,087	¥ 1,149	¥ 1, 206		
個 室	¥ 845	¥ 925	¥ 995	¥ 1,056	¥ 1,115		

#### ≪各種加算≫

1	初期加算(I) (入所後30日間に限り算定)	¥	64	1日
	初期加算 (Ⅱ) (入所後30日間に限り算定)	¥	32	1日
2	認知症ケア加算(認知症専門棟入所の方のみ)	¥	81	1日
3	若年性認知症利用者受入加算 (45歳~64歳対象者のみ)	¥	129	1日
4	夜勤職員配置加算	¥	26	1日
<b>⑤</b>	栄養マネジメント強化加算	¥	12	1日
<b>6</b>	サービス提供体制強化加算(I)(人員配置数による)	¥	24	1日
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(人員配置数による)	¥	19	1日
7	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	¥	55	1日
8	外泊時費用 (月6日間のみ算定)	¥	388	1日
	在宅サービスを利用した際の外泊時費用	¥	858	1日
9	緊急時治療管理加算(月3日限度) (緊急的な治療管理としての投薬・検査・処置等を行った場合)	¥	555	1日
10	所定疾患施設療養費 II (月10日限度) (肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の急性憎悪と診断され、 投薬・検査・処置等を行った場合)	¥	515	1日
11)	ターミナルケア加算 (死亡日以前31日以上45日以下)	¥	77	1日
	ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以下)	¥	172	1日
	ターミナルケア加算(死亡日以前2日又は3日)	¥	976	1日
	ターミナルケア加算 (死亡日)	¥	2, 037	1日
12	経口移行加算	¥	30	1日
13	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) (入所日から3ヶ月以内算定)	¥	257	1日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II) (入所日から3ヶ月以内算定)	¥	129	1日
	短期集中リハビリテーション実施加算(I) (入所日から3ヶ月以内算定)	¥	277	1日
	短期集中リハビリテーション実施加算(II) (入所日から3ヶ月以内算定)	¥	214	1日
	(入所日から3ヶ月以内算定)	т	۷۱4	'

(3) 再入所的栄養連携加算 (1回限り) * 428 1回 (1回下) 所前後訪問指導加算 1 * 482 1回 (1回下) 計行的退所時指導加算 * 482 1回 (1回下) 記所時情報提供加算 (1) ※ 536 1回 退所時情報提供加算 (I) ※ 536 1回 退所時情報提供加算 (II) * 536 1回 以下					
(1) 試行的返所時指導加算	14)	再入所時栄養連携加算 (1回限り)	¥	428	1 回
(① 退所時情報提供加算(I) ¥ 536 1回 退所時情報提供加算(II) ¥ 268 1回 退所時情報提供加算(II) ¥ 268 1回 退所前連携加算(II) ¥ 643 1回 退所前連携加算(II) ¥ 429 1回 かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) イ ¥ 150 1回 かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) 「	<b>15</b> )	入所前後訪問指導加算 I	¥	482	1回
選所時情報提供加算(I)	16	試行的退所時指導加算	¥	428	1 回
③ 退所前連携加算(I)	17)	退所時情報提供加算(Ⅰ)	¥	536	1 回
退所前連携加算(I)		退所時情報提供加算(Ⅱ)	¥	268	1 回
<ul> <li>⑨ かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) イ</li> <li>※ 150 1回</li> <li>かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) ロ</li> <li>※ 75 1回</li> <li>かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) (厚生労働名に情報提供する場合)</li> <li>※ 257 1回</li> <li>かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (入所中に減薬できた場合)</li> <li>※ 107 1回</li> <li>⑩ 安全対策体制加算(入所時)</li> <li>※ 4 21 1回</li> <li>⑩ 療養食加算</li> <li>※ 6 1食</li> <li>② 経口維持加算(I)</li> <li>※ 429 1月</li> <li>経口維持加算(II)</li> <li>※ 429 1月</li> <li>経口維持加算(II)</li> <li>※ 64 1月</li> <li>(2) 自立支援推進加算</li> <li>※ 322 1月</li> <li>(3) 口腔衛生管理加算(I)</li> <li>(4) 日立支援推進加算</li> <li>※ 322 1月</li> <li>(5) 口腔衛生管理加算(II)(厚生労働省へ情報提供する場合)</li> <li>※ 118 1月</li> <li>(7) 排せつ支援加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>排せつ支援加算(II)(経過措置期間後、支援計画を作成した場合)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排せつ支援加算(II)(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排せつ支援加算(II)(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排佐つ支援加算(II)(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排佐でスジメント加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排佐でスジメント加算(II)(経過措置期間後、支援計画を定規的に見直しした場合)</li> <li>※ 11 1月</li> <li>(6) 介護職員等処遇改善加算(I)(経過措置期間終了後から)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(7) 介護職員等処遇改善加算(I)(経過措置期間終了後から)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(8) 介護職員等へスアップ等支援加算(II)(経過措置期間終了後から)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(9) 介護職員等ペースアップ等支援加算(II)(経過措置期間終了後から)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(2) 全産性向上推進体制加算(I)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(3) 独立チームケア推進加算(II)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(4) 経知症チームケア推進加算(II)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(5) 協力医療機関連携加算 (II)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>(6) 高齢者施設等感染対策向上加算(II)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算(II)</li> <li>※ 1 1 1月</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算(II)</li> <li>※ 5 1月</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算(II)</li> <li>※ 5 1月</li> </ul>	18	退所前連携加算(Ⅰ)	¥	643	1 回
かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) ロ		退所前連携加算(Ⅱ)	¥	429	1 回
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)(厚生労働省に情報提供する場合) ¥ 257 1回 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)(入所中に減薬できた場合) ¥ 107 1回 ② 安全対策体制加算(八所時) ¥ 21 1回 ② 寮養食加算 ¥ 6 1食 ② 経口維持加算(Ⅱ) ¥ 429 1月 経口維持加算(Ⅱ) ¥ 108 1月 ② 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ¥ 64 1月 ② 自立支援推進加算 ¥ 322 1月 ② 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (厚生労働省へ情報提供する場合) ¥ 118 1月 □ 財せつ支援加算(経過措置期間のみ) ¥ 107 1月 「排せつ支援加算(Ⅱ)(経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 118 1月 ② 排せつ支援加算(Ⅱ)(経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 107 1月 「排せつ支援加算(Ⅲ)(経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 10 1月 「排せつ支援加算(Ⅲ)(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 10 3月 「排電マネジメント加算(Ⅱ)(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 11 月 ② 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(経過措置期間終了後から) ¥ 10 3月 「持電マネジメント加算(Ⅲ)(経過措置期間終了後から) ¥ 10 3月 「存護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(経過措置期間終了後から) ¥ 1 月 「砂・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(経過措置期間終了後がら) ¥ 1 月 「別・大護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(経過措置期間終了後がら) 第 1月 「別・大護職員等の過改善加算(Ⅱ)(財産・大護・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・大野・	19	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	¥	150	1 回
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II) (入所中に減棄できた場合) ¥ 107 1回 安全対策体制加算(入所時) ¥ 21 1回 療養食加算 ¥ 6 1食 経口維持加算(I) ¥ 429 1月 経口維持加算(II) ¥ 108 1月 20 科学的介護推進体制加算(II) ¥ 64 1月 20 自立支援推進加算 (II) ¥ 64 1月 1月 20 自立支援推進加算 (II) ¥ 64 1月 1月 20 日空機衛生管理加算(II) (厚生労働省へ情報提供する場合) ¥ 118 1月 1月 1月 1日		かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	¥	75	1 回
② 安全対策体制加算(入所時) ¥ 21 1回 ② 療養食加算 ¥ 6 1食 ② 経口維持加算(I) ¥ 429 1月 ※ 108 1月 ② 科学的介護推進体制加算(II) ¥ 64 1月 ② 自立支援推進加算 ¥ 322 1月 ② 口腔衛生管理加算(I) (厚生労働省へ情報提供する場合) ¥ 118 1月 ② 排せつ支援加算(経過措置期間のみ) ¥ 107 1月 ※ 107 1月 ※ 107 1月 ※ 107 1月 ※ 108 1月 ※ 108 1月 ※ 108 1月 ※ 108 1月 ※ 109 1月 ※ 109 1月 ※ 100 3月 ※ 100		かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅱ) (厚生労働省に情報提供する場合)	¥	257	1 回
① 療養食加算 ¥ 6 1食 ② 経口維持加算(I) ¥ 429 1月 経口維持加算(I) ¥ 429 1月 経口維持加算(I) ¥ 108 1月 ② 科学的介護推進体制加算(II) ¥ 64 1月 ② 自立支援推進加算 ¥ 322 1月 ② 口腔衛生管理加算(I) ♀ 96 1月 □腔衛生管理加算(I) (厚生労働省へ情報提供する場合) ¥ 118 1月 ② 排せつ支援加算(経過措置期間のみ) ¥ 107 1月 排せつ支援加算(I) (経過措置期間後から) ¥ 10 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 16 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 21 1月 ② 褥瘡マネジメント加算(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 21 1月 ② 病瘡マネジメント加算(経過措置期間を)を、接続者を生態いた場合) ¥ 10 3月 海瘡マネジメント加算(経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 海瘡マネジメント加算(I) (経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 海瘡マネジメント加算(I) (経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 海瘡マネジメント加算(II) (経過措置期間終了後、海瘡発生を防いだ場合) ¥ 14 1月 ② 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数×3/1000 ① 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数×8/1000 ② 介護職員等ペースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 ② 全産性向上推進体制加算(II) 財産位数×8/1000 ② 生産性向上推進体制加算(II) ¥ 107 1月 生産性内上推進体制加算(II) ¥ 107 1月 ・ 協力医療機関連携加算 ¥ 107 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 111 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 111 1月		かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅲ) (入所中に減薬できた場合)	¥	107	1 回
② 経口維持加算(I) ¥ 429 1月 経口維持加算(I) ¥ 108 1月 ② 科学的介護推進体制加算(I) ¥ 64 1月 ② 自立支援推進加算 ¥ 322 1月 ② 口腔衛生管理加算(I) ¥ 96 1月 口腔衛生管理加算(I) (厚生労働省へ情報提供する場合) ¥ 118 1月 ② 排せつ支援加算(経過措置期間のみ) ¥ 107 1月 排せつ支援加算(I) (経過措置期間後から) ¥ 10 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間後から) ¥ 10 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 16 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 精布マネジメント加算(経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 積充マネジメント加算(経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 積充マネジメント加算(II) (経過措置期間のみ) ¥ 11 1月 ② 存護職員等処遇改善加算(I) (経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 ② 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数×375/1000 ② 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 ② 全産性向上推進体制加算(I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算(I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算(I) ¥ 11 1月 ③ 認知症チームケア推進加算(I) ¥ 11 1月 ③ 認知症チームケア推進加算(II) ¥ 11 1月	20	安全対策体制加算(入所時)	¥	21	1 回
経口維持加算(II)	<b>21</b> )	療養食加算	¥	6	1食
<ul> <li>② 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)</li> <li>② 自立支援推進加算</li> <li>② 自立支援推進加算</li> <li>② 口腔衛生管理加算(Ⅰ)</li> <li>□ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)</li> <li>□ 財・サーン支援加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>排・サーン支援加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排・サーン支援加算(Ⅰ)(経過措置期間後から)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排・サーン支援加算(Ⅱ)(経過措置期間後、支援計画を作成した場合)</li> <li>※ 16 1月</li> <li>排・サーン支援加算(Ⅲ)(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合)</li> <li>※ 21 1月</li> <li>② 褥瘡マネジメント加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 3月</li> <li>→ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(経過措置期間終了後から)</li> <li>※ 3 1月</li> <li>→ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(経過措置期間終了後、褥瘡発生を防いだ場合)</li> <li>※ 14 1月</li> <li>② 介護職員等内の遇改善加算(Ⅰ)</li> <li>※ 介護職員等内の遇改善加算(Ⅰ)</li> <li>② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</li> <li>③ 介護職員等ペースアップ等支援加算</li> <li>所定単位数×8/1000</li> <li>② 介護職員等ペースアップ等支援加算</li> <li>所定単位数×8/1000</li> <li>③ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>生産性向上推進体制加算(Ⅱ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>生産性向上推進体制加算(Ⅱ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>※ 11 1月</li> <li>※ 108 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)</li> <li>※ 11 1月</li> <li>③ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)</li> <li>※ 11 1月</li> </ul>	22	経口維持加算(Ⅰ)	¥	429	1月
<ul> <li>② 自立支援推進加算</li> <li>② 口腔衛生管理加算(I)</li> <li>② 口腔衛生管理加算(I)(厚生労働省へ情報提供する場合)</li> <li>② 排せつ支援加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>排せつ支援加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 107 1月</li> <li>排せつ支援加算(I)(経過措置期間後、支援計画を作成した場合)</li> <li>※ 10 1月</li> <li>排せつ支援加算(I)(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合)</li> <li>※ 10 3月</li> <li>海瘡マネジメント加算(経過措置期間のみ)</li> <li>※ 10 3月</li> <li>海瘡マネジメント加算(経過措置期間を)を接過措置期間をである。</li> <li>※ 10 3月</li> <li>海瘡マネジメント加算(I)(経過措置期間終了後から)</li> <li>※ 3 1月</li> <li>※ 3 1月</li> <li>② 介護職員等処遇改善加算(I)</li> <li>※ 10 3月</li> <li>※ 3 1月</li> <li>② 介護職員等処遇改善加算(I)</li> <li>※ 14 1月</li> <li>② 介護職員等特定処遇改善加算(I)</li> <li>※ 10 5月</li> <li>※ 10 7月</li> <li>※ 10 7月</li> <li>※ 10 7月</li> <li>※ 10 9月</li> <li>※ 10 9月</li></ul>		経口維持加算(Ⅱ)	¥	108	1月
(3) 口腔衛生管理加算(I)	23	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	¥	64	1月
□ 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	24)	自立支援推進加算	¥	322	1月
② 排せつ支援加算 (経過措置期間のみ) ¥ 107 1月 排せつ支援加算 (経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 10 1月 排せつ支援加算 (Ⅱ) (経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 16 1月 排せつ支援加算 (Ⅲ) (経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 21 1月 ② 褥瘡マネジメント加算 (経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 平瘡マネジメント加算 (I) (経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 平瘡マネジメント加算 (I) (経過措置期間終了後、褥瘡発生を防いだ場合) ¥ 14 1月 ② 介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位数×39/1000 ③ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数×21/1000 ② 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 ② 生産性向上推進体制加算 (I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算 (I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算 (I) ¥ 107 1月 第認知症チームケア推進加算 (I) ¥ 11 1月 ③ 認知症チームケア推進加算 (II) ¥ 161 1月 ③ 協力医療機関連携加算 2 ¥ 5 1月 ⑤ 高齢者施設等感染対策向上加算 (II) ¥ 11 1月	<b>26</b> )	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	¥	96	1月
#せつ支援加算(I) (経過措置期間後から) ¥ 10 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 16 1月 排せつ支援加算(III) (経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 21 1月 郷瘡マネジメント加算(経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 梅瘡マネジメント加算(I) (経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 梅瘡マネジメント加算(I) (経過措置期間終了後から) ¥ 14 1月 郷瘡マネジメント加算(I) (経過措置期間終了後、褥瘡発生を防いだ場合) ¥ 14 1月 別 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数×39/1000 ① 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数×21/1000 ② 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 ② 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 ② 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 ③ 生産性向上推進体制加算(I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算(II) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算(II) ¥ 161 1月 認知症チームケア推進加算(II) ¥ 161 1月 認知症チームケア推進加算(II) ¥ 161 1月 認知症・人ケア推進加算(II) ¥ 11 1月 協力医療機関連携加算 ¥ 107 1月 協力医療機関連携加算 ¥ 11 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 11 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 11 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 11 1月		口腔衛生管理加算(Ⅱ)(厚生労働省へ情報提供する場合)	¥	118	1月
#せつ支援加算(II) (経過措置期間後、支援計画を作成した場合) ¥ 16 1月 排せつ支援加算(II) (経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 21 1月 ② 褥瘡マネジメント加算(経過措置期間のみ) ¥ 10 3月	27)	排せつ支援加算(経過措置期間のみ)	¥	107	1月
排せつ支援加算(Ⅲ)(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合) ¥ 21 1月 額 福瘡マネジメント加算(経過措置期間のみ) ¥ 10 3月 神瘡マネジメント加算(I)(経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 神瘡マネジメント加算(I)(経過措置期間終了後、褥瘡発生を防いだ場合) ¥ 14 1月 の う で 単位数 × 75/1000 の う で 単位数 × 39/1000 の う で 単位数 × 39/1000 の う で 単位数 × 39/1000 の う で 単位数 × 21/1000 の う で 単位数 × 21/1000 の う で 単位数 × 8/1000 か う で 単位数 × 8/1000 か で 単位数 × 8/1000 か で 単位数 × 8/1000 の で で 単位数 × 8/1000 の で を 単位数 ×		排せつ支援加算(Ι)(経過措置期間後から)	¥	10	1月
(図) 褥瘡マネジメント加算 (経過措置期間のみ) ¥ 10 3月		排せつ支援加算 (Ⅱ) (経過措置期間後、支援計画を作成した場合)	¥	16	1月
福倉マネジメント加算(I)(経過措置期間終了後から) ¥ 3 1月 標介でネジメント加算(II)(経過措置期間終了後、標介発生を防いだ場合) ¥ 14 1月 の 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数×39/1000 が 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数×21/1000 で 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 が 大護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 が 生産性向上推進体制加算(I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算(II) ¥ 11 1月 認知症チームケア推進加算(II) ¥ 161 1月 認知症チームケア推進加算(II) ¥ 161 1月 認知症チームケア推進加算(II) ¥ 161 1月 協力医療機関連携加算 ¥ 107 1月 協力医療機関連携加算 1 ¥ 107 1月 協力医療機関連携加算 2 ¥ 5 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 11 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(II) ¥ 11 1月		排せつ支援加算(皿)(経過措置期間後、支援計画を定期的に見直しした場合)	¥	21	1月
標	28	褥瘡マネジメント加算 (経過措置期間のみ)	¥	10	3月
<ul> <li>② 介護職員等処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員等特定処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員等特定処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員等ベースアップ等支援加算</li> <li>所定単位数×8/1000</li> <li>③ 生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>¥ 107 1月</li> <li>生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>※ 11 1月</li> <li>③ 認知症チームケア推進加算(I)</li> <li>※ 161 1月</li> <li>※ 認知症チームケア推進加算(I)</li> <li>※ 161 1月</li> <li>※ 協力医療機関連携加算 1</li> <li>※ 107 1月</li> <li>協力医療機関連携加算 2</li> <li>※ 5 1月</li> <li>③ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)</li> <li>※ 11 1月</li> </ul>		褥瘡マネジメント加算(I) (経過措置期間終了後から)	¥	3	1月
<ul> <li>③ 介護職員処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員等特定処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員等特定処遇改善加算(I)</li> <li>③ 介護職員等ベースアップ等支援加算</li> <li>所定単位数×8/1000</li> <li>③ 生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>株 107 1月</li> <li>生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>基 11 1月</li> <li>④ 認知症チームケア推進加算(I)</li> <li>製 161 1月</li> <li>認知症チームケア推進加算(I)</li> <li>第 161 1月</li> <li>協力医療機関連携加算 1</li> <li>協力医療機関連携加算 2</li> <li>第 107 1月</li> <li>協力医療機関連携加算 2</li> <li>第 11 1月</li> <li>③ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)</li> <li>第 11 1月</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算(I)</li> </ul>		褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) (経過措置期間終了後、褥瘡発生を防いだ場合)	¥	14	1月
<ul> <li>③ 介護職員等特定処遇改善加算(I)</li> <li>所定単位数×21/1000</li> <li>③ 介護職員等ベースアップ等支援加算</li> <li>所定単位数×8/1000</li> <li>③ 生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>・ 日本</li> <li></li></ul>	<b>29</b>	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単	位数×	75/1000
<ul> <li>② 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×8/1000 所定単位数×8/1000</li> <li>③ 生産性向上推進体制加算(I) ¥ 107 1月 生産性向上推進体制加算(I) ¥ 11 1月</li> <li>④ 認知症チームケア推進加算(I) ¥ 161 1月 認知症チームケア推進加算(I) ¥ 161 1月 認知症チームケア推進加算(I) ¥ 107 1月 協力医療機関連携加算 1 ¥ 107 1月 協力医療機関連携加算 2 ¥ 5 1月</li> <li>③ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) ¥ 11 1月 高齢者施設等感染対策向上加算(I)</li> </ul>	30	介護職員処遇改善加算(I)	所定単	位数×	39/1000
<ul> <li>介護職員等ベースアップ等支援加算</li> <li>所定単位数×8/1000</li> <li>③ 生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>¥ 107 1月</li> <li>生産性向上推進体制加算(I)</li> <li>ジ 認知症チームケア推進加算(I)</li> <li>ジ 協力医療機関連携加算 1</li> <li>協力医療機関連携加算 2</li> <li>※ 107 1月</li> <li>協力医療機関連携加算 2</li> <li>※ 5 1月</li> <li>③ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)</li> <li>※ 11 1月</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算(I)</li> <li>※ 5 1月</li> </ul>	<u>31</u> )	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単	位数×	21/1000
③ 生産性向上推進体制加算(I)       ¥ 107 1月         生産性向上推進体制加算(I)       ¥ 11 1月         ④ 認知症チームケア推進加算(I)       ¥ 161 1月         認知症チームケア推進加算(II)       ¥ 129 1月         ⑤ 協力医療機関連携加算1       ¥ 107 1月         協力医療機関連携加算2       ¥ 5 1月         ⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算(II)       ¥ 5 1月	32	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定	単位数ス	< 8/1000
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)       ¥ 11 1月         ③ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)       ¥ 161 1月         認知症チームケア推進加算(Ⅱ)       ¥ 129 1月         ③ 協力医療機関連携加算 1       ¥ 107 1月         協力医療機関連携加算 2       ¥ 5 1月         ⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)       ¥ 5 1月		介護職員等ベースアップ等支援加算	所定	単位数:	< 8/1000
③ 認知症チームケア推進加算(I)       ¥ 161 1月         認知症チームケア推進加算(I)       ¥ 129 1月         ③ 協力医療機関連携加算 1       ¥ 107 1月         協力医療機関連携加算 2       ¥ 5 1月         ③ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算(I)       ¥ 5 1月	33	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	¥	107	1月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)       ¥ 129 1月         ③ 協力医療機関連携加算 1       ¥ 107 1月         協力医療機関連携加算 2       ¥ 5 1月         ⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)       ¥ 5 1月		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	¥	11	1月
③ 協力医療機関連携加算 1       ¥ 107 1月         協力医療機関連携加算 2       ¥ 5 1月         ③ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算 (II)       ¥ 5 1月	<u>34</u> )	認知症チームケア推進加算(I)	¥	161	1月
協力医療機関連携加算 2       ¥ 5 1月         ⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)       ¥ 5 1月		認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	¥	129	
協力医療機関連携加算 2       ¥ 5 1月         ⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)       ¥ 5 1月	<b>35</b> )	協力医療機関連携加算 1	¥	107	1月
③ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)       ¥ 11 1月         高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)       ¥ 5 1月			¥	5	1月
	<u>36</u> )	高齢者施設等感染対策向上加算 ( I )	¥	11	1月
③ 退所時栄養情報連携加算 ¥ 75 1 回		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	¥	5	1月
	<u>37</u> )	退所時栄養情報連携加算	¥	75	1 回

《食費・居住費》 (日額)

	第1	段階	第2	2段階	第3	段階①	第3	段階②	第	4段階	
多床室	居住費	¥	1	¥	370	¥	370	¥	370	¥	850
多 床 室	食 費	¥	300	¥	390	¥	650	¥	1, 360	¥	1, 920
個 室	居住費	¥	490	¥	490	¥	1, 310	¥	1, 310	¥	1, 880
	食 費	¥	300	¥	390	¥	650	¥	1, 360	¥	1, 920

- ※第4段階食費・・・朝食460円、昼食730円、夕食730円のうちご用意した分だけご請求致します。
- ※上記の第1~3段階までの方に関しましては、『介護保険負担限度額認定証』の提示が必要です。
- ※『介護保険負担限度額認定証』の申請につきましては、居住区役所保険年金課までお問い合わせ下さい。
- ※令和6年8月から、居住費を全ての居室類型で1日当たり60円分増額します。 (第1段階で多床室ご利用の場合、負担限度額は据え置きとなります。)
- ※令和7年8月から、多床室の室料を1日当たり260円分増額します。

#### ≪その他自費≫

	項目	金額	利用目的・備考
1	日用品費	130円/日	ティッシュペーパー、ペーパータオル、歯磨き粉、ハンドソ ープ、ボティソープ、シャンプー、リンス等の生活用品等
2	教養娯楽費	100円/日	色鉛筆・色画用紙等のレクリエーション費
3	おやつ代	100円/日	管理栄養士の管理の下提供されます。
4	行事食費	300円/回	月に一度、季節のお食事を提供します。
⑤	理美容代	990円~/回	カット 2,310円 顔剃り 990円 カラー 6,710円 パーマ 7,700円等 外部業者へ依頼致します。
6	私物洗濯代	750円~/回	週2回回収、月額約6,000円程度 外部業者へ依頼、利用された分だけご請求致します。
7	個室料	右記料金/日 (税別)	特別室 5,000円 2人部屋 2,000円 2階個室 4,000円 3階個室 3,000円
8	各種予防接種	実費負担	インフルエンザ予防接種等
9	特別行事費	実費負担	行事を実施した場合の食事代や経費相当分
10	健康診断書等文書料	実費負担 (税別)	健康診断書代 20,000円 その他文書は書式に応じて

令和6年6月1日

老人保健施設 レストア川崎

## 【月額費用一覧表 (30日計算)】

一般棟			į	要介護1 要介護2			j	要介護 3	<u> </u>	要介護 4	要介護 5		
第	多	床	室	¥	54, 130	¥	56, 725	¥	59, 032	¥	61, 019	¥	62, 845
_	個		室	¥	65, 979	¥	68, 542	¥	70, 785	¥	72, 739	¥	74, 629
第二	多	床	室	¥	67, 930	¥	70, 525	¥	72, 832	¥	74, 819	¥	76, 645
=	個		室	¥	68, 679	¥	71, 242	¥	73, 485	¥	75, 439	¥	77, 329
第一	多	床	室	¥	75, 730	¥	78, 325	¥	80, 632	¥	82, 619	¥	84, 445
第 三 ①	個		室	¥	101, 079	¥	103, 642	¥	105, 885	¥	107, 839	¥	109, 729
第一	多	床	室	¥	75, 730	¥	99, 625	¥	101, 932	¥	103, 919	¥	105, 745
第 三 ②	個		室	¥	101, 079	¥	124, 942	¥	127, 185	¥	129, 139	¥	131, 029
	多	床	室	¥	128, 230	¥	130, 825	¥	133, 132	¥	135, 119	¥	136, 945
		(2割負担	)	¥	163, 460	¥	168, 651	¥	173, 264	¥	177, 237	¥	180, 890
第四		(3割負担	)	¥	198, 690	¥	206, 476	¥	213, 397	¥	219, 356	¥	224, 835
段階	個		室	¥	156, 279	¥	158, 842	¥	161, 085	¥	163, 039	¥	164, 929
		(2割負担	)	¥	188, 657	¥	193, 784	¥	198, 269	¥	202, 178	¥	205, 959
		(3割負担	.)	¥	221, 036	¥	228, 725	¥	235, 454	¥	241, 317	¥	246, 988

認知症専門棟			要介護 1	要介護 2		要介護3		要介護 4		要介護 5			
第一	多	床	室	¥	56, 725	¥	59, 321	¥	61, 627	¥	63, 614	¥	65, 440
第二	多	床	室	¥	70, 525	¥	73, 121	¥	75, 427	¥	77, 414	¥	79, 240
<u>=</u>	多	床	室	¥	78, 325	¥	80, 921	¥	83, 227	¥	85, 214	¥	87, 040
<u>=</u>	多	床	室	¥	99, 625	¥	102, 221	¥	104, 527	¥	106, 514	¥	108, 340
第	多	床	室	¥	130, 825	¥	133, 421	¥	135, 727	¥	137, 714	¥	139, 540
四段		(2割負	.担)	¥	168, 651	¥	173, 841	¥	178, 455	¥	182, 428	¥	186, 080
階		(3割負	.担)	¥	206, 476	¥	214, 262	¥	221, 182	¥	227, 142	¥	232, 621

月額費用一覧の金額には、以下が含まれます。

- ≪基本サービス費≫(要介護度、居室タイプ別)
- 《各種加算》(基本的にどのご利用者様にも算定される主なもの)
  - ①初期加算、④夜勤職員配置加算、⑤栄養マネジメント強化加算、⑥サービス提供体制強化加算、
  - ⑦在宅復帰・在宅療養支援機能加算、⑩安全対策体制加算、⑫経口維持加算
  - ②科学的推進体制加算、②の口腔衛生管理加算、②8褥瘡マネジメント加算、
  - ②介護職員処遇改善加算、③介護職員特定処遇改善加算、③介護職員等ベースアップ等支援加算 \*認知症専門棟は②認知症ケア加算が算定されます。

#### ≪食費・居住費≫

- ≪その他自費≫
  - ①日用品費、②教養娯楽費、③おやつ代
    - \*個室入所時は別途個室料が発生します。
- ※上記は、概算金額となります。
  - リハビリの提供や状態に合わせたケアを行うことで別途加算が算定され、請求金額は変動致します。